

令和8年4月
改訂版

門真市事業系ごみ 分別ハンドブック



【目次】

| | | | |
|---------------------|-----|--------------------------|----|
| 廃棄物とは…………… | 1 | 産業廃棄物…………… | 11 |
| 排出事業者責任…………… | 2 | 水銀使用廃棄物の適正処理について…………… | 12 |
| 適正区分・適正処理…………… | 3～4 | 事業所から排出される大型ごみなどの処理について… | 13 |
| ごみ減量・再資源化のメリット…………… | 4 | 門真市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表…………… | 14 |
| ごみ減量・再資源化への手順…………… | 5 | 門真市一般廃棄物再生輸送指定業者一覧表…………… | 14 |
| 事業者のみなさんができること…………… | 6～9 | 大阪府登録廃棄物再生事業者名簿…………… | 15 |
| 事業系ごみQ&A…………… | 10 | 産業廃棄物処理に関するお問い合わせ先…………… | 15 |
| | | 関連情報（大阪府ホームページ）…………… | 15 |

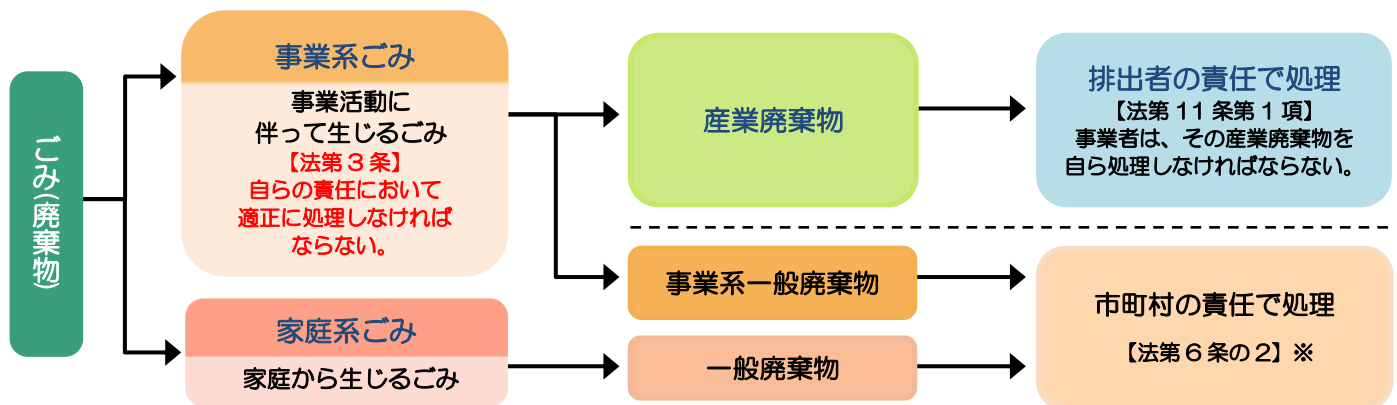
廃棄物とは

廃棄物とは何ですか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性廃棄物を除く)をいいます。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。『行政処分の指針』(H25.3 環境省通知)



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

事業系ごみとは何ですか？

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動に伴って生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいいます。(P11 参照)

一般廃棄物とは何ですか？

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。

排出事業者責任

排出事業者責任とは何ですか？

法第3条第1項に、「事業者は、その※事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

また、第3条第2項では、

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。」
- 「物の製造、加工、販売などに際して、その製品、容器などが廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器などの開発を行わなければならない。」
- 「その製品、容器などに係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器などが廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにしなければならない。」

第3条第3項では、

- 「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と定められています。

※「事業活動に伴って」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するもの(付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うもの)を含みます。

事業者とは？

事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設などの公益事業を営む者も含まれます。



適正区分・適正処理

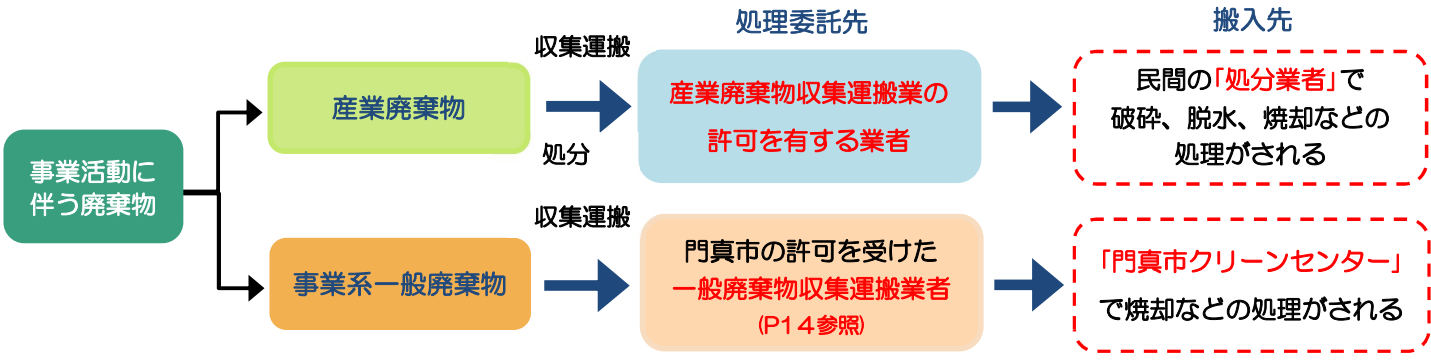
適正区分とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを適正に保管することをいいます。

適正処理とはどういうことですか？

適正に区分された廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)を自ら処理するか、または他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理することをいいます。

廃棄物の処理委託はどうするのですか？



※事業系一般廃棄物を門真市クリーンセンターへ搬入する際は、中身を容易に確認できる無色透明・白色半透明のごみ袋を使用して下さい。

○古紙、金属くず、空きびん、古繊維は、専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者へ委託できます。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集運搬または処分を業として行う者に産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要ですが、委託契約書の作成は必要です。




事業系ごみ(一般廃棄物)の持込み処理について

門真市内の事業者の方で、自ら門真市クリーンセンターにごみ(一般廃棄物)を持込み、処理を希望される場合は、持込み希望日の前日までにご予約のうえ、有料で門真市クリーンセンターへ持込むことができます。

●持込みごみ予約専用ダイヤル：06-6909-3551

事業所での資源化可能な紙類の処理方法

*資源化可能な紙類は、焼却禁止です(門真市クリーンセンターへは搬入できません)。

- ①処理方法
- ①許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。 
- ②再生資源事業者(リサイクル事業者)へ回収を依頼しリサイクルする。 
- ③自ら再生資源事業所(リサイクル事業所)へ持込む。 

※門真市内の紙類の再生資源事業者一覧について (P15参照)

②分別方法

分別区分の例示

●新聞 ●段ボール ●OA紙 ●雑誌 ●シュレッダー紙 ●その他の紙

③従業員、テナント会社に周知し分別排出

- 分別方法、回収方法、回収量は、許可業者または再生資源事業者(リサイクル事業者)とご相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルについて、従業員・テナント会社・清掃員に周知徹底してください。

ごみ減量・再資源化のメリット

ごみの減量・再資源化に取り組むことは、下記のメリットにつながります。

1. 節約を心がけることは、事務用品やエネルギーの無駄遣いを減らすことになり、経費節減につながります。
2. 事業者によるごみの減量等の取り組みにより、資源保全、省エネルギーなど、次の世代へ良い環境を残すことができます。
3. ごみを出さない職場づくりを目指すことは、職場の効率化や製造工程の合理化など、経営の効率化につながります。
4. 「環境」という社会のニーズに企業として対応していくことで、社員・従業員の意識改革を図ることができます。
5. 世界的に環境問題への関心が高まっている今、消費者は事業者が環境問題にどのように取り組んでいるかに注目しており、環境を軽視した事業活動を行っている事業者は、どんどん取り残され、消費者の支持を失う恐れがあります。

また、事業所全体でごみ減量や再資源化を積極的に推進することは、事業所の経費削減などにつながるとともに、「ISO14001」※1や「エコアクション 21」※2の認証を取得することは消費者や取引先等の関係者の信頼性を大きく向上させます。

※1 国際標準化機構(ISO)が定める環境管理全般に関する国際規格。

ISO14001は、環境マネジメントサービスを定めた仕様です。

※2 環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境レポートガイドライン」に基づく、広範な中小企業・学校・公共機関のための認証・登録制度です。

①環境経営システム ②必要な環境への取り組み ③環境活動報告の3つの項目がひとつにまとめられており、認証・登録のための「審査費用、認証・登録費」が、ISO14001と比べて10分の1程度と、比較的取り組みやすい制度ということで注目を集めています。

ごみ減量・再資源化への手順

ごみ減量・再資源化の推進に向けて、各職場に合ったシステムをつくりましょう！

1. ごみ減量・再資源化のための組織作り

- 各部署から担当者の選出

2. 現状把握

- ごみの種類・量の把握
- 資源化・処理状況の把握
 - ◆ごみ保管場所に集められたごみの内容調査をする。
 - ◆毎回計量する。困難な場合は一定期間計量を行い、推計する。
 - ◆資源化・処理状況は契約している廃棄物収集運搬許可業者に確認する。

3. 発生抑制と再資源化の検討

- 発生抑制が可能なものはないか
- 再資源化が可能なものはないか
 - ◆まず各職場に合った「ごみを減らす方法」を考える。
 - ◆発生したごみの再資源化については廃棄物収集運搬許可業者とよく相談し、できる限り再資源化の方法を考える。

4. ごみ減量・再資源化計画の作成

- 資源化物の品目決定や分別方法の決定
- 資源化物や廃棄物の保管場所の整備
- ごみ減量・再資源化の目標値の設定
- 廃棄物収集運搬許可業者と契約の確認・見直し
 - ◆業者との契約(更新)の際に、分別区分、収集回数、場所、料金等をよく相談すること。

5. 社員、従業員への計画の周知

- 分別の種類、方法の周知徹底
- 社員、従業員の役割の周知徹底

6. 計画の実行

7. 問題点の抽出・システムの改善

事業者のみなさんができること

すべての人 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 適量の購入や注文をし、食べ残しをしない。
- 消費期限と賞味期限を正しく理解し、食べられる食品を捨てない。
 - ・消費期限とは…品質の劣化が早いものに記載される。「安全に食べられる期限」のこと。
 - ・賞味期限とは…品質の劣化が比較的緩やかなものに記載される。「おいしく食べられる期限」のこと。
- 生ごみの水切りを十分にし、ごみの量を減らす。

◎環境への配慮

- 食べ物への感謝の心を持つ。
- 食品ロス問題・海洋プラスチックごみ問題など、環境に関する課題に関心を持ち、その実態を知り、自分にできることを考える。

食品製造業 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 製造量を考慮した適正量の原材料調達を行う。
- 原材料を無駄なく使い切り、未使用の原材料の有効利用に取り組む。
- 製造過程でのミスを削減し、不良品発生を減らす。
- 賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない。
- 品質を保持できる容器包装を使用する。
- フードバンクを活用する。
 - ※フードバンクとは…「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

飲食業 編

リデュース(発生抑制)行動例

- 天候や周辺のイベント開催情報等から来店者数を予測して仕入れや仕込みを行う。
- 食材を無駄なく使い切って調理をする。
- 宴会等予約時にお客様の好き嫌いや食べたい量の聞き取りをする。
- 小盛りなどの食べきりサイズ・単品メニュー等を提示する。
- 品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを分かってもらったうえで、食べきる目安の日時等の情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する。
- フードバンク、フードドライブを活用する。

リデュース(発生抑制)行動例

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。(両面コピーの励行、文書の共有、電子メールの活用によるペーパーレス化など)
- 事務用品の購入時は、必要性を十分検討し、無駄な在庫を持たないようにする。
- ごみ箱をできるだけ減らすなどにより、社員・従業員が安易にごみを出すのを抑制し、資源化可能なものをごみにしない体制をつくる。
- お茶やコーヒーなどは湯のみやカップを利用して、使い捨て容器(紙コップなど)の使用量を減らす。

リユース(再使用)行動例

- ミスコピー紙や不用となった片面コピー用紙は、メモ用紙などに再使用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダーなどは、内部連絡などに再使用する。
- 不用となった事務机などは、他の部署などで再使用する。
- コピー機、パソコンプリンターなどのトナーカートリッジなどは、メーカー回収などにより再使用する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。(資源物回収BOX設置など)
- 機密文書は、その再資源化方法を廃棄物収集運搬許可業者と相談する。または、裁断や溶解処理のうえ、再生利用できる専門業者に相談する。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者に資源化物として引き渡す。
- OA用紙、印刷物には再生紙を購入し、使用する。
- 雑がみ専用ボックスなどを設置し、廃棄物収集運搬許可業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- 環境への取り組み推進のための社内組織を整備する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- ごみや資源物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 環境への取り組みについて情報提供に努める。(環境レポートの公表など)
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

リデュース(発生抑制)行動例

- 製品アセスメントなどの事前評価を実施し、ごみになりにくい、リサイクルしやすいなど、環境負荷の低い製品の企画、設計を促進する。
- 製品の小型化など、同一機能に対する資源使用量の極小化に努める。
- 素材、設計の改良により、寿命の長い製品を開発、生産する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 製造過程では廃棄物の発生を抑え、発生したものについてはリサイクルする。
- 生産、加工段階での包装、梱包について、簡易包装に努める。

リユース(再使用)行動例

- 容器のリターナブル化(回収して再使用すること)を実施する。
- 詰替え可能な商品の生産の促進を図る。
- 再使用可能な部品を使用する。
- 通い箱、パレットの使用など、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を推進する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 原料に再生資源を積極的に利用する。
- リサイクルに関する技術開発を推進する。
- ごみ減量、リサイクルに適した商品、再生品であることの表示に努める。
- 製品及び梱包材などを回収、リサイクルする。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げるなど、行動計画を作成する。
- 環境への取り組み推進のための社内の組織を整備する。
- ごみ減量、リサイクルの意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 有害化学物質の使用の廃止・削減を促進する。
- 環境への取り組みについて、情報提供に努める。(環境レポートの公表など)
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

リデュース(発生抑制)行動例

- レジ袋の無料配布中止などを導入し、マイバッグの持参を呼びかけて、レジ袋の削減に取り組む。
- 量り売りなど、消費者が必要な数・量を購入できる仕組みを整備する。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 賞味期限切れ商品などの廃棄を削減する販売管理の徹底を図る。
- 食料品の加工くずや売れ残り品などは水切りをして処分する。食品リサイクルについて検討する。
- メーカーや卸売業者など、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や引き取りを依頼する。

リユース(再使用)行動例

- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に販売、回収する。
※デポジット制とは…使い捨ての飲料容器などの製品の回収を促すため、製品の販売時に預かり金(デポジット)を価格に上乗せし、消費者が使い終わって返却した際に預かり金を返還する制度のこと。
- 詰め替え商品など、長期間繰り返し使用できる商品を積極的に販売する。
- 流通用梱包材は、繰り返し使用できるものを採用する。

リサイクル(再生利用)行動例

- 食品トレイ、ペットボトルなど、容器包装の店頭回収を行う。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などは、生ごみ処理機などによるたい肥化や、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- ボタン型電池、充電式電池など、使用済みの商品を回収し、リサイクルルートに乗せる。(電気店)
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、雑がみ(包装紙、封筒など)に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者に資源化物として引き渡す。

◎環境への配慮

- ごみ及び資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量、リサイクルの意義などについて、店内での環境学習を推進する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保したうえで、衛生的な状態に保つ。
- 適正処理が困難な商品は、製造者や納品業者と協力して持ち帰ってもらうなど、適切な措置を講じる。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

事業系ごみQ & A

Q1 事業所から出たごみの処理はどうすればいいのか？

A1 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に依頼してください。

Q2 少ししかごみが出ない。種類も一般家庭から出るごみと変わらないが？

A2 事業活動に伴って排出されたごみは、少量であってもその種類によって産業廃棄物か一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物は当該廃棄物の許可を取得している産業廃棄物処理業者に、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正な処理をしてください。

Q3 事業系ごみを地域のごみ集積所に出したら、罰則がありますか？

A3 地域のごみ集積所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。また、事業系ごみを地域のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので、「廃棄物処理法」違反となり、1000万円以下の罰金または5年以下の懲役刑の罰則があります。

Q4 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみなどは地域の集団回収に出してもいいのですか？

A4 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業所から出る資源化物を出すことはできません。各事業者で古紙回収業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

Q5 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいのですか？

A5 一般廃棄物収集運搬許可業者または専門業者にご相談ください。また、シュレッダー処理された紙も資源化できますし、出張裁断や直接溶解を行う機密書類処理専門業者も増えています。

Q6 従業員が出した弁当がら、ペットボトル、空き缶、空きびんなどはどうしたらいいですか？

A6 従業員が出した弁当がら、ペットボトル、空き缶、空きびんなどは産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずになります。適正に処理できる産業廃棄物処理業者に依頼するとともに、資源化できるものは資源化してください。

Q7 蛍光灯や電池はどのように処理すればいいですか？

A7 蛍光灯や一部の電池は水銀使用廃棄物に該当し、産業廃棄物として適正に処理してください。(P12参照)

Q8 市役所から現地調査に来ると連絡がありました。なぜですか？

A8 排出されたごみが適正に分別されているか現地確認を行っていますので、ご協力ください。また、産業廃棄物の混入など不適正排出が認められた場合は行政指導を行います。

産業廃棄物

産業廃棄物の種類

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち以下のものは産業廃棄物に該当します。

| | | | |
|--------------|---|----------------------------|--|
| 全ての事業活動に伴うもの | 1 | 燃え殻 | 産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残さ |
| | 2 | 汚泥 | 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く。)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。 |
| | 3 | 廃油 | 鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど |
| | 4 | 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液 |
| | 5 | 廃アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液 |
| | 6 | 廃プラスチック類 | 発泡スチロール、トレー、ビニール袋、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物 |
| | 7 | ゴムくず | 天然ゴムくず |
| | 8 | 金属くず | 鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など |
| | 9 | ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | ガラスくず、コンクリートくず(11に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど |
| | 10 | 鉱さい | 高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ポタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など |
| | 11 | がれき類 | 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など |
| | 12 | ばいじん | 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの(乾式、湿式は問わず。) |
| 特定の事業活動に伴うもの | 13 | 紙くず | 以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、またはしみこんだものに限る。 |
| | 14 | 木くず | 以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、木材または木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。))並びにPCBが染みこんだものに限る。 |
| | 15 | 繊維くず | 以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。 |
| | 16 | 動植物性残さ | 以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物 |
| | 17 | 動物系固形不要物 | と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | 18 | 動物のふん尿 (家畜ふん尿) | 以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。)(畜産農業に係るものに限る。) |
| | 19 | 動物の死体 (家畜の死体) | 以下の条件に当てはまる18と同様の死体 (畜産農業に係るものに限る。) |
| 20 | 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など) | | |

※下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

水銀使用廃棄物の適正処理について

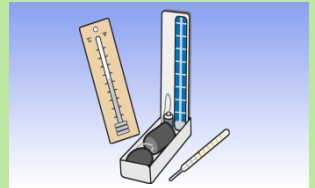
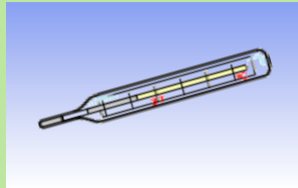
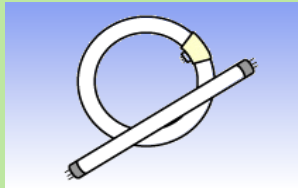
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が、平成 28 年 4 月 1 日及び平成 29 年 10 月 1 日に改正施行されたことにより、**水銀使用廃棄物に関する規制が強化されました。**

水銀使用廃棄物について

◎平成 29 年 10 月 1 日から、次の廃棄物について、新たな対応が必要となりました。

水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別できない一部の製品を除く)



具体例：一部の電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 など

水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

- ばいじん、燃え殻、污泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定以上含有するもの、または溶出するもの

廃水銀等 ※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成 28 年 4 月 1 日から施行済

- ①特定施設において生じた廃水銀または廃水銀化合物
(例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等)
- ②水銀が含まれているもの、または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀使用廃棄物に係る新たな対応について(概要)

「収集運搬業」「処分業」の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板及び帳簿において、**「水銀使用製品産業廃棄物」**または**「水銀含有ばいじん等」**が含まれている旨を**明記**することが必要です。

水銀使用製品産業廃棄物

- 保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬または処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているもの(液体の金属水銀を含むもの)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

水銀含有ばいじん等

- 処理を委託する場合は、「水銀含有ばいじん等」の収集運搬または処分許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者へ委託すること。

廃水銀等 廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

- 保管・積替えする場合は、
①飛散、流出または揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「廃水銀等」の収集運搬または処分の許可を受けた事業者へ委託すること。委託契約書及びマニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。

事業所から排出される大型ごみなどの処理について

Q1 事業所から出る大型ごみの処理はどうすればよいですか？

事務所・店舗・工場などから排出される大型ごみは、ごみの素材・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に区分のうえ、それぞれの廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託してください。

※ 門真市の「粗大ごみ受付センター」では、受付できません。

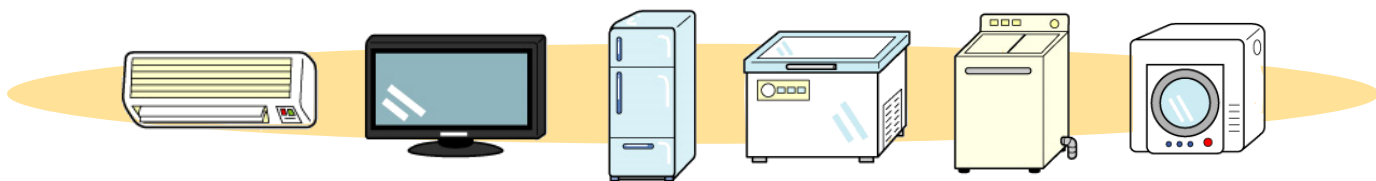
Q2 事業所で使用していた家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)の処理はどうすればよいですか？

家電リサイクル法の対象品目となりますので(業務用除く)、買い替える場合や過去に購入した販売店などが分かる場合には、当該販売店に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。

(リサイクル料金・収集運搬料金要)

販売店に引き取り義務のないものについては、次にお問合せください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター 0120-31-9640 (<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)



Q3 事業所で使用していたパソコンの処理はどうすればよいですか？

資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問合せください。

また、メーカーの回収受付窓口が分からない場合も一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問合せください。

購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル)なども一緒に回収してもらえます。

一般社団法人パソコン 3R 推進協会 03-3292-7518

(<http://www.pc3r.jp/office/faq.html>)



Q4 事業所で使用していた小型充電式電池(リチウムイオン電池など)の処理はどうすればよいですか？

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、下記にお問合せください。

【小型充電式電池】一般社団法人 JBRC 03-6403-5673 (<https://www.jbrc.com/>)

門真市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

| 業者名 | 住所 | 電話 |
|---------------|--|-----------------------------------|
| (株) 石原清掃 | 〒571-0051 門真市向島町15番14号 | 06-6902-7718 (FAX)06-6902-7798 |
| (株) かどま環境 | 〒571-0070 門真市上野口町11番3号 | 072-885-2113 (FAX)072-881-7771 |
| (株) 川崎環境 | 〒535-0002 大阪市旭区大宮4丁目13番30号 (支)門真市城垣町24番18号 | 06-6951-2777 (FAX)06-6951-2700 |
| 貴和興業 (株) | 〒571-0002 門真市岸和田1丁目5番17号 | 072-882-6158 (FAX)072-882-7877 |
| 京阪総合サービス (株) | 〒535-0002 大阪市旭区大宮1丁目18番2号 (支)門真市栄町13番18号-201 | 06-6955-2100 (FAX)06-6955-2105 |
| (株) サカイECサービス | 〒571-0052 門真市月出町6番4号 | 06-6901-9291 (FAX)06-6905-7052 |
| (株) 三協商会 | 〒571-0027 門真市五月田町33-6-20 | 072-803-6160 (FAX)072-803-6105 |
| 辰巳環境開発 (株) | 〒570-0041 守口市東郷通1丁目5番17号 | 06-6780-4153 (FAX)06-6780-4154 |

※50音順

門真市一般廃棄物再生輸送指定業者一覧表

動物性残渣（魚腸骨）

| 業者名 | 住所 | 電話 |
|------------|----------------|--------------|
| 有限会社浪速商会 | 大阪市生野区鶴橋3-1-44 | 06-6731-1535 |
| 有限会社山田肥料商事 | 東大阪市柏田本町3-28 | 06-6728-8621 |

動物性残渣（揚げかす）、廃油（廃食用油）

| 業者名 | 住所 | 電話 |
|----------|-------------|--------------|
| 植田油脂株式会社 | 大東市深野5-4-22 | 072-870-3555 |

動物性残渣（事業系食品廃棄物）

| 業者名 | 住所 | 電話 |
|------------|----------------|--------------|
| 辰巳環境開発株式会社 | 守口市東郷通1丁目5番17号 | 06-6780-4153 |

木くず

| 業者名 | 住所 | 電話 |
|----------------|--------------|--------------|
| 株式会社都市樹木再生センター | 大東市大字龍間698 | 072-869-0365 |
| 株式会社前田造園 | 枚方市養父丘1-2-26 | 072-809-2210 |

大阪府登録廃棄物再生事業者名簿

紙くず（古紙）の再生資源事業者

| 業 者 名 | 住 所 | 電 話 |
|-----------|----------------|--------------|
| 共和紙料株式会社 | 門真市四宮2丁目10番6号 | 072-882-0160 |
| 株式会社 後藤 | 門真市四宮6丁目3番3号 | 072-883-6888 |
| 株式会社 山岡商店 | 門真市四宮1丁目2番40号 | 072-887-1820 |
| 大阪紙業株式会社 | 門真市四宮4丁目2番41号 | 072-883-0561 |
| TOP資源株式会社 | 門真市岸和田4丁目1番10号 | 072-881-8901 |

産業廃棄物処理に関するお問い合わせ先

| 問い合わせ先 | HPリンク | 電 話 |
|-----------------------------|---|--------------|
| 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 | http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/ | 06-6210-9570 |
| 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 | http://www.o-sanpai.or.jp | 06-6943-4016 |

関連情報（大阪府ホームページ）

| 関連情報 | HPリンク | |
|-----------------------------|---|-----------|
| 登録廃棄物再生事業者名簿 | https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/shigenjunkan/recycle/saiseitoroku.html | 大阪府ホームページ |
| リサイクル関連従事者情報 | https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/jujisya.html | 大阪府ホームページ |
| 産業廃棄物処理業者名簿 | https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/sanpai/shorigyousyameibo.html | 大阪府ホームページ |
| よくあるご質問（FAQ） | https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshido/report/faq.html | 大阪府ホームページ |
| 建設工事から生ずる産業廃棄物のよくあるご質問（FAQ） | https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/houritu/kensetsu_faq.html | 大阪府ホームページ |